

香川県条例第23号

香川県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例

香川県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置等) 第2条 略</p> <p>2 審査会は、前項の事件のほか、これを児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）<u>第44条の2</u>の規定により読み替えられた法第98条第1項に規定する障害児通所給付費等不服審査会とみなして、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第1項の審査請求の事件を取り扱うものとする。</p>	<p>(設置等) 第2条 知事は、法第97条第1項の審査請求の事件を取り扱わせるため、審査会を置く。</p> <p>2 審査会は、前項の事件のほか、これを児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）<u>第44条の3</u>の規定により読み替えられた法第98条第1項に規定する障害児通所給付費等不服審査会とみなして、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第1項の審査請求の事件を取り扱うものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。